

法務基礎研修

(一財) 公共経営研究機構 名前 小川 眞澄

「この仕事、どの法律に基づいているんだろう？」

「住民からの問合せに、法律を踏まえて説明できるだろうか？」

そんな疑問を感じたことはありませんか？自治体の業務は、様々な法律に基づいて行われています。しかし、日々の業務に追われる中で、改めて「法的根拠」や「手続の適正」について深く考える機会は少ないかもしれません。

本研修では、自治体職員として業務を進めるうえで必要な法律の基本を学び、リーガルマインドを養うことを目的としています。法律の基礎知識が身に付けば、日々の業務に自信が持てるだけでなく、住民対応や行政手続において、より適切な判断ができるようになります。

研修では、こんな内容を学びます！

- ① 法律の基本とリーガルマインド
憲法・法律・条例などの関係性や、よく使われる法律用語（義務・権利・許可・認可など）を学び、業務の法的根拠を整理します。
- ② 行政手続の適正確保
住民対応や不利益処分などにおける「理由の提示」や「公平性の確保」など、適正な行政手続の基本を学びます。
- ③ 住民の権利と行政の責任
住民からの問合せや苦情に対し、どのように対応すればよいのか？住民監査請求や情報公開請求の仕組みについても解説します。
- ④ 公務員の法的責任とは？
契約・財務の基本、公務員の責任（職務上の義務・損害賠償・刑事責任）を学び、法的リスクへの意識を高めます。
- ⑤ ケーススタディで学ぶ法的思考
実際の判例や自治体業務での具体例をもとに、「どのような対応が適切か」を考えるワークを行い、リーガルマインドを鍛えます。

「法律は難しそう…」「法律を理解していなくても、とりあえず業務は処理できる」と思うかもしれません。しかし、自治体職員として、少しでも法律の基本を知っておくことはとても大切です。例えば、「この手続きには、どんな法的根拠があるのか？」と考えるだけで、業務の進め方が変わり、住民からの問合せにも自信をもって対応できるようになります。

本研修は、講義だけでなく、実際の業務を想定した個人ワークを交えながら進めるので、学んだことを実務に活かしやすい構成になっています。また、オンライン開催なので、職場や自宅から気軽に参加できます。

法律の知識を深め、業務の精度を高めるこの機会に、ぜひご参加ください！



(一財) 公共経営研究機構参与、小川法務事務所所長
行政書士、宅地建物取引士、気象予報士、フィナンシャルプランナー等の資格を有す

1961年生まれ

1984年 東北学院大学法学部法律学科卒業

同年 茨城県神栖町役場（2005年から市政施行）入職

教育委員会、都市建設部、総務部職員課、企画部政策企画課等を歴任

2011年 神栖市役所退職

同年から現在まで、法律、公文書、政策法務、問題解決、業務改善、人事評価、公務員倫理、キャリア形成等の研修講師としての数多くの自治体で活躍中